

# 1 住民監査請求事案の概要

## (1) 住民監査請求の内容

本請求については、令和元年10月21日に請求が受理され、その内容は、平成30年度に宮前平小学校及び富士見台小学校で実施された5件の軽易工事（以下「本件各工事」という。）について、随意契約により契約を締結したことが違法であるため、競争性のある適正な契約金額との差額である損害額を認定し、本件各工事の契約を執行した関係職員に対し、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めたものです。

## (2) 本件各工事に係る内部調査結果の公表（令和元年11月15日）

本請求について、教育委員会事務局において内部調査を行った結果、不適切な事務処理を確認したことから次のとおり公表しました。

### ① 対象工事

No.	契約件名	契約金額(円)	契約日
1	宮前平小学校 納食室床ほか補修工事	1,460,160	H30年10月23日
2	宮前平小学校 物置緊結ほか補修工事	1,265,760	H30年10月22日
3	宮前平小学校 納食室壁・天井塗装補修工事	1,371,600	H31年1月10日
4	富士見台小学校 親時計設備補修工事	453,600	H30年10月23日
5	富士見台小学校 時計設備補修工事（子時計）	2,068,200	H30年12月6日

### ② 令和元年11月15日時点での確認内容

#### ア 宮前平小 「N0.1 納食室床」・「N0.2 物置」・「N0.3 納食室壁・天井」 共通

- ・契約手続前に工事を依頼し、実施した。
- ・工事実施後に、契約手続に必要な文書を作成した。
- ・工事施工前に、2者以上の見積書を徴取したことを証する書類はない。

#### イ 宮前平小 「N0.1 納食室床」・「N0.3 納食室壁・天井」 共通

- ・夏休みに1件の工事として実施しているが、工事実施後に2件の工事で実施したとする内容で必要な文書を作成した。

#### ウ 富士見台小 「N0.4 親時計」・「N0.5 子時計」

- ・現時点（令和元年11月15日時点）で、不適切な事務処理は確認していない。

※富士見台小 「N0.4 親時計」・「N0.5 子時計」については、その後の監査における調査の中で、宮前平小 「N0.1 納食室床」・「N0.2 物置」・「N0.3 納食室壁・天井」のケースと同様に、不適切な事務処理が行われたことを確認しました。

## (3) 住民監査結果の内容（令和元年12月19日）

本件住民監査請求に対する川崎市監査委員による監査結果の概要は次のとおりです。

### ① 軽易工事要件の適合性について

#### ア 宮前平小 「N0.2 物置」

- ・原形復旧に該当しない物置の新設工事が含まれており、軽易工事に該当しない。

#### イ 宮前平小 「N0.1 納食室床」・「N0.2 物置」・「N0.3 納食室壁・天井」

- ・「N0.1」及び「N0.3」の工事については、実際には1件の工事として実施した工事を、書類上2件の工事として分割し、1件あたりの金額を軽易工事の要件である250万円以下に抑えたものであり、軽易工事に該当しない。
- ・3件の工事とも同じ学校で、同時期に実施された同業種（建築）の工事であることから、意図的に3つの工事に分割したものであり、軽易工事に該当しない。

## ② 分割発注について

### ア 宮前平小「N0.1 給食室床」・「N0.2 物置」・「N0.3 給食室壁・天井」

これら3件の工事については、同じ学校で、同時期に実施された同業種（建築）の工事であることから、3件の工事全体を1件にまとめ、競争入札により契約を締結する必要があった。

### イ 富士見台小「N0.4 親時計」・「N0.5 子時計」 <合議不調>

これら2件の工事については、監査委員の意見が一致せず、合議不調となった。

#### (意見A)

親時計工事の実施後に、子時計工事の発注がされていること、他校において、親時計の交換のみで親子時計双方の不具合が解消された事例もあることから、本来1件とすべき工事を分割したとまで断定できない。

#### (意見B)

親時計がすべての子時計を一括制御する設備であって、親時計の修繕にあたっては、子時計の稼働も同時に確認すべきであり、2つの工事に分ける理由はない。

## ③ 規則等に反した事務手続について

本件各工事に係る事務手続については、川崎市予算及び決算規則（平成7年規則第10号）や川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号）で定めた手続に反しており、いずれも違法又は不当であると認めざるを得ない。

- ・本件各工事は、いずれも業者から下見積りを徴取した段階で、各担当者により工事が発注されており、手続に重大な瑕疵がある。
- ・いずれの工事も予算執行伺が起案・決裁される以前に発注されており、極めて不適切な行為である。
- ・いずれの工事も、既に工事が発注された後に、請負業者以外の業者からの工事見積書が徴取されており、極めて不適切な行為である。

## ④ 市の損害について <合議不調>

市の損害については、監査委員の意見が一致せず、合議不調となった。

#### (意見A)

次のとおり、市に損害が生じたこと、その損害額を認めるに足りる証拠がないことから、市に具体的な損害が発生したとは認められない。

- ・本件5件の見積り合わせは、不適正なものであるが、最も安価であった各請負業者との契約価格が、不当に高額であると断定することまではできない。
- ・宮前平小の3件の工事について、1件の工事として競争入札に付すための予定価格の積算が困難であり、分割して随意契約をした価格との比較ができない。

## (意見B)

次のとおり、本件5件の執行手続には重大かつ明白な瑕疵があり、決裁は無効、これに係る支出は違法であって、工事により得られた市の利益の算出が不明であることから、支出全額が市の損害である。

- ・1件の工事を分割し、本来の軽易工事の範囲を超えて随意契約をした。
- ・1業者から下見積書を徴取しただけで工事を実施しており、金額の適正性がない。
- ・事実と異なる日付で見積書や軽易工事完成届等を作成し、手続を適正に履践しているかのように外観を作出し、決裁者の承認を得た。
- ・予算執行担当者と検査員・監督員が同一で、牽制・チェック機能が働いていない。

## ⑤ 監査委員意見

### ア 職員のコンプライアンス意識について

- ・工事の執行について、組織や制度が適切に整えられている場合でも、事務の適正性を確保するためには、最終的には職員の意識が重要な鍵となることは強く認められているところである。
- ・本件各工事の執行において、各担当者のコンプライアンス意識が大きく欠如していたのは明らかであり、これまで以上に職員のコンプライアンス意識の醸成、徹底に努める必要がある。

### イ 組織の構造的な問題について

- ・本件各工事が必要な手続を経ずに実施又は発注されたことについて、担当者としてこれに関わった職員が複数いたことを踏まえれば、組織的に不適正な事務処理が常態化されていたという疑念が払拭できない。
- ・職員を指揮監督すべき上司が、決裁者として必要な注意義務を怠ったといわざるを得ない事案もある。
- ・事務の適正性を確保しつつ、学校からの膨大かつ多様な工事依頼に対して、迅速に応え得る適切な方法を検討・実施してこなかったことについて、組織のマネジメントとして問題があったと評価せざるを得ない。
- ・ただし、軽易工事件数の多さを勘案すると、教育環境整備推進室における組織内部のマネジメントのみで対応するには限界もあり、工事担当部局のあり方も含め対策を講じる必要がある。

### ウ 制度の課題について

- ・工事見積書の徴取にあたっては、担当者の裁量が極めて大きいことなど、課題があるものと類推される。
- ・軽易工事完成届については、施工日等の日付を確認するための資料に課題があるため、完成検査の実効性を担保するための措置を講ずる必要がある。

## エ 総括

- ・本件を通じて明らかになった課題については、教育委員会事務局にとどまらず、全庁的な課題として重く受け止め、組織や制度等の抜本的な見直しに向けて、速やかに取組を推進されるよう強く望む。
- ・教育委員会事務局においては、調査に全力を挙げ、早期に全容を解明されたい。

なお、本案件については、令和2年1月17日に川崎市長に対して、損害賠償請求事件として住民訴訟が提訴されています。

## 2 軽易工事全件調査結果の概要

住民監査請求で対象となった工事5件については、すべて平成30年度の事案であることから、教育環境整備推進室において実施した当該年度における軽易工事の全件と、本事案が判明した令和元年11月末までの軽易工事の全件を対象として調査を実施しました。

### (1) 調査件数

#### 【教育環境整備推進室所管軽易工事】

平成30年度	<u>1, 406</u> 件
令和元年度（11月分まで）	<u>557</u> 件
計	<u>1, 963</u> 件

### (2) 調査方法等

#### ① 分割発注について

##### ア 疑義案件の抽出

同じ学校で、工期が重複しているものなどを対象に、本来は、1件の工事で発注すべきものを複数に分割し、1件250万円以下の軽易工事として実施したと思われる案件を抽出

#### ② 見積り不足・契約手続き前の工事依頼について

##### ア 予算執行決定日の特定

財務データ等から、各工事について、実施するとの意思決定がされた日（予算執行決定日）を確認・特定

##### イ 業者調査

各工事の見積作成日・提出日、工事依頼日（市からの連絡日）及び工期について、工事施工業者を含む見積依頼をした3者に対して、複数回の調査を実施

##### ウ 学校調査

各工事の工期について、「②業者調査」の結果を基に、当該校に確認調査を実施

##### エ 不適切な事務処理案件の抽出

ア、イ、ウの調査結果の整合性等を確認し、次のとおり、不適切な事務処理がされたと思われる案件について抽出

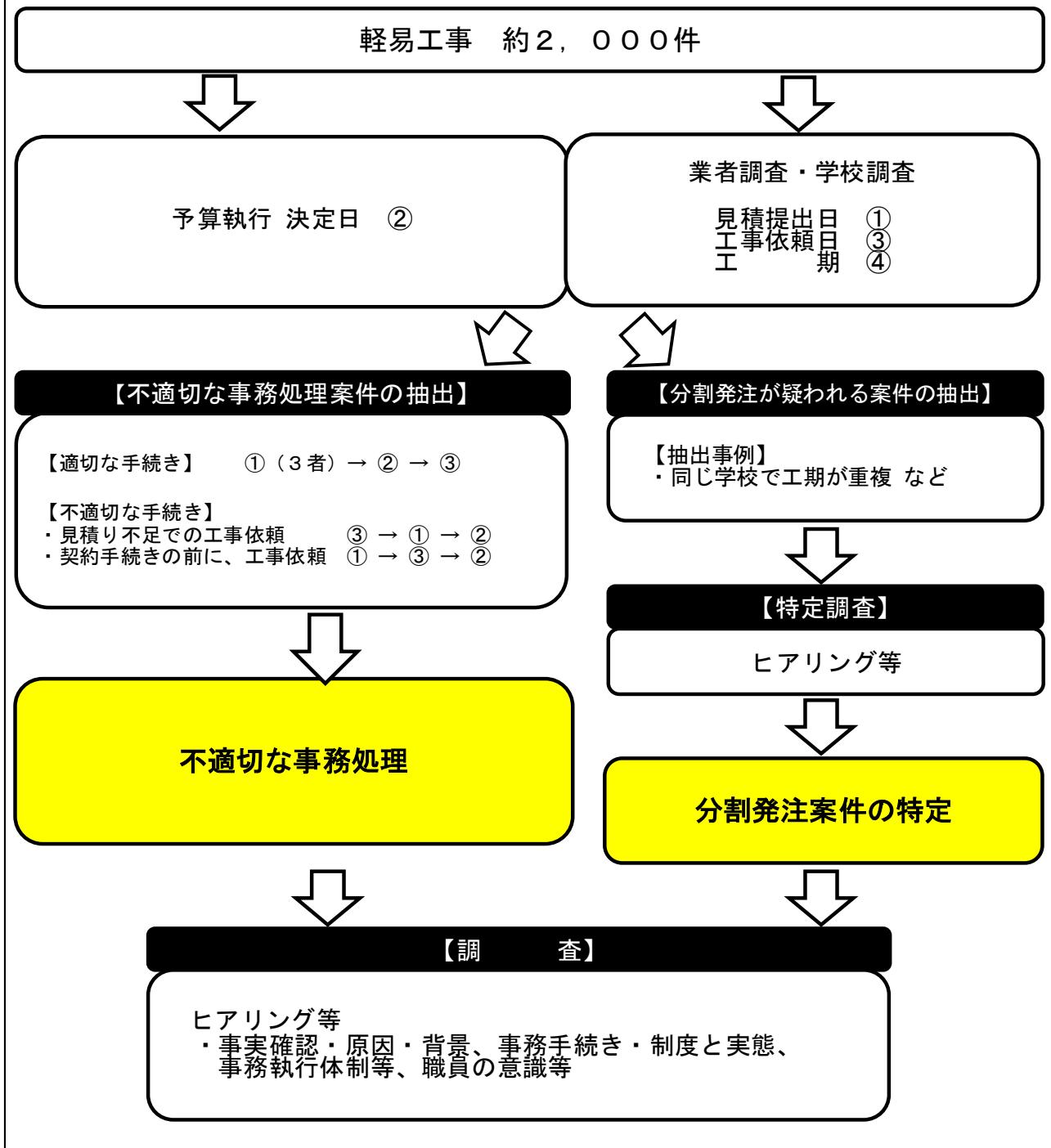
- ・3者見積が必要な工事について、1者見積りや2者見積り（本報告書において、「見積り不足」という。）で工事依頼をしたもの
- ・契約手続前（予算執行決定日より前）に、工事依頼をしたもの

#### ③ 不適切な事務処理案件の詳細調査について

抽出した不適切な処理が行われたと思われる案件について、関係文書の確認や担当者等の関係者にヒアリングを実施し、次の項目について調査・検証し、事案発生の状況・背景、その原因等と課題を抽出

- ・不適切な事務処理に関する事実確認
- ・不適切な事務処理が行われた原因・背景の特定
- ・軽易工事に係る事務手続・制度と実態
- ・軽易工事に係る事務執行体制
- ・軽易工事を実施するにあたっての職員の意識 など

## 調査フロー概要



### (3) 調査結果

関係業者への聴き取り調査等については、分類不能な案件を極力減少させるため、確認作業等も含め複数回行い、適切な事務処理に疑義があるものについて次のとおりとした。

#### ①「分割発注」について

本来は1件の工事で発注すべきものを複数に分割し、1件 250万円以下の軽易工事として実施したと思われる案件は次のとおり。

##### 【件数】

平成30年度 : 38件 (18組)

令和元年度 : ※確認されず

#### ②「見積り不足」での工事依頼について

本来、「3者見積り」が必要な工事について、「1者見積り」や「2者見積り」により工事依頼をしたと思われる案件は次のとおり。

##### 【件数】

平成30年度 : 196件

令和元年度 : 86件

#### ③ 契約手続き前の工事依頼について

契約の締結及び経費の支出に係る回議書の決裁前に、工事依頼をしたと思われる案件は次のとおり。なお、本項目における工事案件は、上記②の「見積り不足」の案件のほか、工事依頼時には、必要な社数の見積書を徴収しているものの、事務遅延等により、必要な事務処理が工事依頼後に行われた案件を含む。

##### 【件数】

平成30年度 : 817件

令和元年度 : 356件

### 3 事案発生の状況・背景等

平成 30 年度及び令和元年度に教育環境整備推進室環境整備担当に在籍していた職員に対するヒアリングにより把握した、「不適切な事務処理」が行われた状況と背景、その原因等については次のとおりです。

#### (1) 業務に係る規定順守に対する認識の低さと経験等の不足

職員の多くにおいては、程度の差はあるが、業務遂行上の基本的な規定・ルール等に係る知識の不足が散見されるとともに、規定を順守するコンプライアンス意識が希薄となっていたことが確認された。

##### 《ヒアリングから》

- ・職員の多くは、教育環境整備推進室環境整備担当に異動するまで、軽易工事に係る業務に従事した経験がなかったとしており、異動した際、前任者からの十分な引継を受けていないほか、マニュアルに基づく適正な事務の執行について十分な説明を受けていなかった。
- ・不適切な事務処理であるとの認識をもって行っていた職員がいる一方で、当時、不適切か否かの明確なルール等が示されていなかったとして、必ずしも「不適切」との認識はなかったと説明する職員もいた。
- ・見積書が揃って発注業者が実質的に決定した時点において、当該業者に対して工事発注してもよいと認識していた者がいた。

#### (2) 職員間のコミュニケーションと組織マネジメントの不足

職員においては、学校から施設改修等の依頼を受けた際は、担当としての対応方針等について課長職まで文書により稟議することとなっていたが、年度を通じて対応が必要となる件数も多いことから、個々の事案の詳細についてまで上司と相談等する場面が少なかった。

また、管理職においては、職員に対する適正な事務の執行の徹底について、必要な対応を怠っていた点があるのと併せて、軽易工事に係る制度や事務執行体制上の課題は以前から認識されていたにも関わらず、教育環境整備推進室として、また、教育委員会事務局として、有効な対応策等を講じてこなかった。

##### 《ヒアリングから》

- ・職場における会議等の場で、マニュアル等を用いるなどして、適正な事務処理の手順や手続等について説明を受ける機会が無かったとする職員がいた。
- ・事案の内容によっては「分割発注」により対応せざるを得ない場合があり、自身が異動していく以前から、程度など不確かながら同様の状況であったと認識していた職員がいた。また、個別の事案に係る相談の有無に関わらず、上司においても、事案の内容によっては職員らが「分割発注」を行うことについて一定承知していると思っていたと説明する職員がいた。

#### (3) 学校施設における対応案件の緊急性・特殊性等

児童生徒の安全・健康管理に影響を及ぼす施設改修と設備補修等のほか、新年度に向けた学級数増加への対応など、工事期間の時間的制約が多い一方で、義務教育施設等であることから簡単には休校等にできないため、短期間での対応を要する場合が多い状況がある。

### 《ヒアリングから》

- ・職員の多くが、夏季における空調の故障や、出水期における雨漏り、配管の老朽化に伴う水漏れなどの不具合の場合は、学校運営に支障が生じることになるので、早急に対応する必要があったと説明した。
- ・職員の多くが、工事の内容によっては、ゴールデンウイーク中のほか、夏休みや冬休みなど休業期間中に行わなければならなかつたと説明した。
- ・職員の多くが、対応が遅くなつた時は『運営に支障が出る』と学校等から言われて対応に苦慮することがあつたと説明した。

### (4) 事務手続・制度と実態との乖離

- ・「分割発注」が行われるのに至つた背景として、予定価格が 250 万円を超える設計を要する規模の工事については、事務フローとして、まちづくり局施設整備部に対応を依頼することになるが、予算を確保する段階からの対応となるため、工事完了までに 2 か年度以上を要する場合もある。こうした状況において、学校運営に支障をきたすことから速やかな対応が必要となるよう、例えば、施設の老朽化に伴う雨漏り、給・排水管からの水漏れなどの施設改修・設備補修や、夏季における空調設備の修理のほか、年度末に要否が判明する、児童生徒数の増加に伴い教室数を増やすための転用工事等に際して、その規模等により設計工事に該当する場合であつても、現実的には、まちづくり局施設整備部に対して設計工事としての対応を依頼することが出来ず、内容によつては、夏休みなど学校の休業期間中でなければ実施が困難な性質の場合もあることも含め、職員においては、事務手続・制度上の課題から実務的に対応が困難な状況となつていた。
- ・1者随契が認められる緊急随契が可能な場合として内規（財政局契約課随意契約ガイドライン）に明記されているのは、災害対応等に限定されていることから、学校施設で多数発生する緊急事案に対応できる仕組となつていなかつた。

### 《ヒアリングから》

- ・職員の多くがまちづくり局に依頼はできないものと認識していたと説明した。

### (5) 事務執行体制上の課題

年間で約 1,400 件（平成 30 年度実績値）もの軽易工事を発注するなど年度を通じて対応を要する案件が多く、学校運営に支障が生じるような施設改修や設備補修など緊急性が高い事案も含まれることから、職員においては、業務量が恒常に過重となる状況のなかで、結果、事務手続きが後回しとなることが常態化し、ひいては規範意識の低下を招くような悪循環となつていった。

また、平成 30 年度においては、6 月に発生した大阪北部地震を契機とするブロック塀対応によつて、さらに多忙な状況となつたことが確認された。

### 《ヒアリングから》

- ・職員のなかには、学校からの依頼の多さに対して人員が不足していると思った。或いは、上司に伝えたこともあると説明する者がいた。

## 4 再発防止策

本調査により、不適切な事務手続が認められた案件について、前述のとおり背景・原因等を分析した結果を踏まえ、今後、新たな事案を発生させないために、次のとおり必要な措置を講じることといたしました。

### (1) 法令順守の再徹底について

- ・一括して発注すべき工事を 250 万円以下の工事に分割し、軽易工事として執行するような事例については、これまでも監査等で指摘されてきたところです。
- ・本件住民監査請求に対する監査の結果にもあるように、工事の執行について、組織や制度が適切に整えられている場合であっても、事務の適正性を確保するためには、最終的には、それを運用し、事務を執行する個々の職員の意識が最も重要となります。
- ・我々公務員の使命は、社会福祉の増進のため、法に基づき仕事をすることであり、その使命をゆるぎなく果たすために、法によって身分が保障されています。
- ・法令を順守しない場合には、市民の信頼を著しく損ねることはもちろん、いかなる理由があろうとも、組織としても、個人としても、その者、その行為を擁護することはできないことを強く意識し、そのような状況は、ふとした気の緩みから、自分にも起こり得る、全ての職員が自分事として捉えていくことが必要となります。
- ・法令順守についての強い意識を教育委員会事務局の職員全員が持ち、研修や日々の業務・指導等を通じて、改めて根拠法令等の確認や順守について徹底し、こうした取組を絶え間なく積み重ねることで職員の育成と組織の醸成に努めてまいります。

### (2) 良好な職場環境の整備について

- ・一人ひとりの職員がどのような業務を行っているのか、その中でどのような課題を抱えているのか、こうした状況を上司や周りの職員が自然に共有している職場環境を構築するためには、広く情報が上司と部下の双方向でスムーズに流れ、また、その情報を周囲の者が察知できる環境が必要となります。
- ・組織は人の集まりであり、人と人がどのように繋がっているかが組織における情報共有の鍵となりますので、職員同士が繋がり、必要な情報が共有される組織を醸成するために、管理監督者においては、基本に立ち返って、改めて自身の役割を強く認識する必要があります。部下からの報告や相談の有無に関わらず、職員がどのような状況にあるのか、何を話しているのかを注意深く観察し、それぞれの組織や職員の状況を見極めたうえで、必要な指導・助言等を行い、組織内の情報共有を進めることができます。
- ・また、職員それぞれが、自分一人の力だけでは、仕事は完成しないということを再認識することが必要であり、一人で完結する仕事は存在しないことから、人と繋がること、報告や相談等を通じて、上司や周りの職員と情報を共有することが不可欠となります。
- ・定期的な職場内での会議のほか、日々の業務、報告・相談・指導・助言等を通じて、すべての職員がこのような認識に立てるまで継続的に取り組み、常に情報が流れ、職員が連携できる職場環境の形成に努めてまいります。

### (3) 軽易工事に係る事務や制度の改善について

#### ① 緊急性の高い案件への対応について

- ・いわゆる緊急随契が可能な案件について、明文化した規定がなかったことが、運用上、「見積り不足」での発注という不適切な事務処理の一因となったことが考えられます。
- ・その対応として、新たに「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引」（以下「軽易工事の手引」という。）【資料】を策定のうえ、真に緊急を要する案件を限定的に規定することとしました。
- ・また、「軽易工事の手引」に限定的に列挙した事項以外には、緊急随契での発注はできないことが明示されたことになるため、これを機に、新たな規定の内容を確認することで、法令順守に向けた職員の意識の醸成を図っていきます。

#### 「川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引」について

- 本事案の重大性に鑑み、また、従前の取組についての反省も踏まえ、教育環境整備推進室における軽易工事の実施体制や制度については、大きな変革が必要と考え、その適正性を制度面から確保するために、別添のとおり、「軽易工事の手引」【資料】を策定しました。
- 策定にあたりましては、監査委員からの意見を重く受け止めて本事案を全庁的な課題と捉え、総務企画局行政改革マネジメント推進室・コンプライアンス推進室・財政局契約課も参画して議論のうえ、とりまとめを行いました。

#### ② 分離・分割発注の考え方の明確化について

- ・同一の学校における工事の分離や分割による複数の軽易工事としての発注は、夏休み期間中の完了を要する複数教室での空調設備工事など、短期間での施工が必要で、工事を分離・分割しなければ、目的を達成できない時などの合理的な理由がある場合に限定して行うことができるのを「軽易工事の手引」【資料】に明記しました。
- ・この場合におきましても、市内中小企業者の受注機会の増大の観点を踏まえ、当該複数の軽易工事について、同一の業者が受注することがないよう、必要な措置を講じるよう規定しました。
- ・今回、新たに策定しました「軽易工事の手引き」については、これまでの不適切な分割発注等を正当化するものではなく、今後についても、不適切な分割発注を可能とするものではありません。
- ・学校における工事案件の状況を踏まえ、一定のルールの範囲で工事単位を設定のうえ、これらのルールに基づき工事発注をして、適切に個々の案件に対応していくことが、教育施設環境についての一定の水準を確保するためには不可欠であることから、改めて「軽易工事の手引」【資料】において明文化したところです。

※**分離発注**：専門業種に分けて発注する方法で、建築工事において、建築本体工事と各設備工事を分離して発注するもの等をいう

※**分割発注**：同一業種を分けて発注する方法で、期間の短縮・施工管理の適正化・受注機会の確保等の観点から、1件の工事等の工程や施工箇所を、時期・規模等により2件以上に分割して発注するものをいう

### ③ 工事発注が特定業者に集中しないための事務改善について

- ・最大の懸念は、職員が特定の業者と不適切な関係を築くことであり、それがないことをチェックできる仕組が必要となります。
- ・その対応策のひとつとして、工事見積書を依頼する際に、特定業者に集中しないよう「**軽易工事の手引**」【資料】に様式を規定し、これを活用することとしました。

### ④ 工事契約事務の適正管理（「**軽易工事施工台帳**」）について

- ・学校軽易工事の契約事務の適正性、公平性及び透明性を確保するため、「**軽易工事の手引**」【資料】に「**軽易工事施工台帳（様式2）**」を定め、施工業者に提出を求めるよう規定しました。

## （4）軽易工事に係る執行体制の見直しについて

### ① 設計工事権限の付与等について

- ・予定価格が250万円を超える工事については、権限を持つまちづくり局に設計を依頼する必要があるですが、緊急性の高い工事を迅速に執行するため、以下のとおり執行体制の見直しを行うこととしました。
- ・予定価格が250万円超～1,000万円以下の設計工事について、教育環境整備推進室職員に設計工事権限を付与するため、まちづくり局併任の発令を行いました。

#### 《設計工事権限の付与等》

- ⇒ 令和2年1月21日付けの併任発令 (7人)
- ⇒ 令和2年7月1日付けの併任発令追加 (7人 → 13人)

### ② 適切な執行体制の整備について

教育環境整備推進室においては、令和2年4月1日付けで増員（3名）を行いましたが、今般の調査結果等を踏まえながら、職員及び管理職の意識改革、組織マネジメントの改善、制度の見直し等の措置を講じたうえで、業務を無理なく遂行できる人工を積算し、関係局とも協議のうえ、令和3年度以降も、職員配置・組織整備計画を策定する中で、課題に対応するための適切な執行体制を構築してまいります。

## 5 おわりに

職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立については、全庁を挙げ、様々な機会を通じて、職員の自覚を促し、注意喚起を行ってきたところですが、教育委員会におきましても、昨年度から本年度にかけて、公務員である以前に、社会人としての資質を問われる行為に伴う事件とともに、契約に関する不適切な事務のほか業務執行上のミスも相次ぎ、公務員として欠かせない信頼関係を傷つける事態を招いています。

こうした不祥事は、児童生徒や保護者、市民からの、川崎の教育そのものに対する信頼が大きく損なわれることであり、コロナ禍というかつてない状況の中にあることも含めまして、児童生徒一人ひとりにしっかりと寄り添う姿勢等、信頼関係が何よりも大切であると、教育委員会に所属する職員一人ひとりが改めて深く認識する必要があります。

今後、信頼を取り戻していくためには、各職員は、より一層公務員としての自覚を深め、公務の内外を問わず常に高い行為規範に従って行動するとともに、職務の遂行に全力を尽くすこと、とりわけ、管理監督者は、その職責や立場を十分に自覚し、リーダーシップを発揮して良好な職場環境の維持及び醸成に全力を挙げて取り組むとともに、職場全体における適正な職務遂行、厳正な服務規律の確保及び法令順守の徹底が必須となります。

また、今回の軽易工事に係る案件については、職員の意識に関するもののほか、制度や事務執行体制上の課題もあったものと捉えておりますので、教育委員会が一丸となって、課題の解決に向けて着実に取り組んでまいります。

## 川崎市教育委員会事務局の軽易工事契約に係る事務取扱手引

〔令和2年8月3日付け  
2川教庶第468号  
教育次長決裁〕

### 1 目的

この手引は、軽易工事に係る事務において、川崎市契約規則及び川崎市軽易工事契約事務取扱規程（以下「軽易工事規程」という。）の下、契約事務の手引や随意契約ガイドライン等の全序的な手続きを基本としながら、学校の特殊性、児童生徒等の安全や学校生活の確保に鑑み、学校施設における具体的な取扱いを定め、教育委員会内の適正かつ円滑な契約事務の執行を図ることを目的とする。

### 2 学校の特殊性

本手引における学校の特殊性は、次の内容を指す。

- (1) 義務教育施設等であるため、安易に休校できず、工事を行える期間や時間に制約があること。
- (2) 学校数が多く、かつ個々の学校が、普通教室のほか特別教室、体育館、プール、給食室等を有する多機能及び大規模施設であり、工事の件数が多いこと。
- (3) 児童生徒の健康管理に影響を及ぼす設備の故障への対応や、新年度に向けた学級数の増に対応する工事など短期間での完了を要する工事が多いこと。

### 3 分離・分割契約<sup>※1・※2</sup>

分割して契約することについては、「合理的な理由もなく、条例で定める金額以上に予定価格が上回らないように工事を故意に分割して契約することは、脱法行為であり認められない」（地方財務実務提要）ものである。分離・分割契約によることができる場合は、夏休み期間中に工事完了を要する複数教室での空調設備工事など、短期間での施工を要する場合、又は技術的に分離又は分割しなければ、児童生徒等の安全や学校生活に支障をきたす合理的かつやむを得ない理由がある場合とする。

ただし、この運用は、適正な契約事務の執行の上で成り立っていることが前提であることから、職務上求められる注意力を欠くことにより事務の遅延を招いた場合は、この限りではない。

#### ※1 分離発注

専門業種に分けて発注する方法で、建築工事において、建築本体工事と各設備工事を分離して発注するもの等をいう。

#### ※2 分割発注

同一業種を分けて発注する方法で、期間の短縮、施工管理の適正化及び受注機会の確保等の観点から、1件の工事等の工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものをいう。

## 4 工事見積書の徴取等

### (1) 受注機会の増大について

上記「3」に基づき分離・分割発注をする場合には、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例第19条の趣旨を踏まえ、市内中小企業者の受注機会増大の観点から、同一の業者が受注することがないよう次のように必要な措置を講じるものとする。

#### ア 「軽易工事受注業者等実績一覧表」(様式1)の活用

工事見積書の業者選定に当たっては、より適正に行う観点から、様式1を活用し、2名以上の業者を選定し、かつ特定の業者に集中しないようにする。

#### イ 別表「緊急性を要する学校工事事例一覧」の活用

随意契約のガイドラインその他の規定に基づき、合理的な理由があれば工事見積書を提出させる業者を1名とすることができるが、恣意的な運用の懸念を解消する観点から、この場合において、別表「緊急性を要する学校工事事例一覧」を基準として活用し、その際、予算執行伺書の摘要欄に理由を簡潔かつ明確に記載する。

### (2) 業種について

有資格業者名簿のうち、業種「軽微」については、500万円以上の工事を受託しない業者が、専門業種に関わらず登録されていることから、工事の内容及び実績等を勘案し、業者を選定するものとする。

また複数の業者から見積もりを徴取する際に、やむを得ず工事の内容に応じた業種の業者を選定する場合を除き、原則として同じ業種で選定するものとする。

## 5 軽易工事施工台帳の活用

軽易工事契約事務の適正に管理する観点から、工事完成時において、工事完成届とともに、「軽易工事施工台帳」様式2を、施工業者に提出させるものとする。

**別表 緊急性を要する学校工事事例一覧**

	工事の種類	不具合の内容	理由（具体例）	業者選定を1名とすることができる条件
1	上下水道の配管・設備等工事	漏水、揚水ポンプ故障、汚水溢れ	漏水などにより、トイレや手洗い場が使用できない、又は通路・校庭等の通行・使用ができないためなど	児童生徒等の健康管理・安全確保、又は学校運営等に支障がある場合に限る
2	ガス設備工事	ガス漏れ、ガス遮断弁故障	ガスが使用できないことにより、健全な給食調理ができないためなど	
3	電気設備工事	漏電、分電盤故障	火災の恐れがあるほか、照明やコンセントが使用できることにより、業務又は授業ができないためなど	
4	空調設備工事	普通教室又は特別教室、管理諸室における空調設備の故障	空調が使用できないことにより、児童生徒又は職員が熱中症などになる恐れがあるためなど	
5	給食にかかる設備等工事	換気設備、調理設備、洗浄設備、給湯設備、小荷物昇降機等の故障	給食調理や運搬・洗浄に支障があるためなど	
6	外壁等工事	外壁落下部分の撤去、クラック等の応急措置	外壁が剥がれ落下する恐れがあるためなど	
7	雨漏り補修工事	普通教室又は特別教室、管理諸室における雨漏り	天井から児童生徒または職員の机等に継続して雨漏りがあり机移動等では対応できない、又は、雨漏りにより天井材が落下する恐れがあるためなど	
8	電話関連設備工事	電話関連設備の故障	電話が使用できない場合に、保護者等との緊急連絡をすることができないためなど	児童生徒の学校生活や保護者等への緊急的な対応に支障がある場合に限る。
9	教室転用に伴う設備等工事	パーティション設置、黒板・掲示板等設置、照明増設等	新年度（新学期）の始業に当たって、教室が整っていないことにより、授業ができないためなど	供用開始2ヵ月前までに予測できない児童生徒数の変動に対応する場合に限る。ただし、業者選定を3名としても、年度内に施工完了が見込まれる場合を除く

※ 児童生徒等の健康管理・安全確保、又は学校運営等に支障がないことを前提とし、施工期間が夏休みなど長期休業である場合は、原則として緊急性を要するものとしない。

※ 業者選定を1名とすることができる条件については、単に不具合があることだけでなく、支障があるかどうかについて、学校等と相談し、別階（室）の使用や代替手段などよく検討するものとする。



## 様式2 軽易工事施工台帳

**軽易工事施工台帳（工事記録簿）**

(請負者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名（受任者）

印

次の工事についての作業状況を報告します。

**1 工事内容**

契約番号		請負日	年月日
件名			
工事場所			
着手日	年月日	請負金額	円
履行期限	年月日	監督員職氏名	印

**2 作業内容**

月日	作業内容
備考	

**3 学校確認（作業終了後）**

確認日 令和 年 月 日  
 確認者 学校 校長 印

(注1) この台帳は、作業過程が分かるように記録し、写真その他資料により確認できるようにしてください。

(注2) 作業内容の欄が不足する場合は、適宜行を追加して記入してください。

(注3) この台帳は、工事の完成、校長の確認後（押印後）に「軽易工事完成届」と共に提出してください。